

## 情報共有（修正案）

## 【条例素案（修正案）】

（情報の共有）

第〇条 市は、市政に関する情報を積極的に、分かりやすく、かつ、適時に市民に提供し、市民との情報共有に努めなければならない。

2 執行機関は、市民参画および協働の実効性を確保するため、市民との情報の共有に係る手法の整備を図らなければならない。

~~（政策形成過程の透明化）~~

~~第〇条 市は、市民に対し、市政に関する政策形成過程の情報を明らかにするよう努めるものとする。~~

（情報公開）

第〇条 市は、市民の知る権利を保障し、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるよう、別に条例で定めるところにより、市の保有する情報を原則として公開しなければならない。

（個人情報の保護）

第〇条 市は、個人の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、市の保有する個人情報を適正に取り扱うとともに、個人情報の開示、訂正等を請求する市民の権利について、適切な措置を講じなければならない。